

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和8年6月3日 13:30 閉会 令和8年6月3日 15:28
2 場 所	委員会室
3 出席委員	七宮広樹、吉田克則、青砥與藏、鈴木元久、菊地哲也
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和8年第3回埴町議会定例会の運営について 第2 全員協議会の開催について
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長開会 七宮広樹委員長あいさつ 委員長による進行</p> <p>第1 令和8年第3回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について (委員長が総務課長に説明を求める) (総務課長が資料に基づき議案要旨を説明。最終日に追加議案・同意案件・人事案件を予定していることを説明)</p> <p>委員長：質疑あるか。</p> <p>副委員長：国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質問する。国保税の算定は県で一律に決められているものと認識していたが、今回の改正案には「子ども・子育て支援納付金に要する費用に充てるための賦課額を加える」とある。県で一律に決定されているのであれば、町の条例改正のみで対応可能なのか。</p> <p>総務課長：令和11年度からは県内一律となるが、それまでは段階的に引き上げていく必要がある。本町は現在、他自治体と比較して国保税が安いと、令和11年度に一気に引き上げると町民負担が大きくなる。そのため、令和10年度までは段階的に引き上げる方針である。今回の条例改正は、収入（国保税）の均等割りの按分率を国保運営協議会に諮って定める部分と、新たに子ども・子育て支援納付金分を加えるものである。</p> <p>副委員長：国保税そのものが県内一律ではないという認識でよいか。</p> <p>総務課長：各町村が徴収する「国保税」の算定方法は、現時点では自治体ごとにバラつきがある。基金の取り崩し状況等により差があるのが現状である。</p> <p>副委員長：今回提出の議案の中に「湯遊ランドはなわ」の経営状況報告が含まれていない理由は何か。</p> <p>総務課長：担当課を通じて6月定例会への提出を指示していたが、会計事務所からの報告の遅れや取締役会の日程調整に時間を要し、取締役会開催から2週間が必要な株主総会の開催が定例会後となってしまった。9月定例会には提出する予定である。</p>

委員長：総務課長からの説明を終了する。

(総務課長退室)

(2) 議員発議について

(事務局長が提出予定なしと説明)

(3) 一般質問について

(委員長が事務局に通告者 5 名の内容説明を求める)

事務局長：質問事項を読み上げるので、事務局作成の通告一覧及び各議員から提出された通告書をご覧いただき確認いただきたい。(通告一覧を読み上げる)

委員長：意見あるか。

(委員間で協議し、質問内容の修正等を行った)

(4) 請願・陳情等について

(委員長が事務局長に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

(5) 諸般の報告について

(委員長が事務局長に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

(6) 会期・日程(案)及び会期中の委員会について

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

(7) その他

(委員長が事務局長に説明を求める)

(事務局長が議場内の座席について資料に基づき説明)

委員長：日程第 1 を終わる。

第 2 全員協議会の開催について

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が議事日程に記載した内容について説明)

委員長：日程第 2 を終わる。全て終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長